## 議員発案第 1 号

## 特別委員会の設置について

本市議会は、別紙のとおり「河川改修・国道整備促進特別委員会」を設置するものとする。

平成26年7月3日 提出

提 出 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

賛 成 者 三条市議会議員 名 古 屋 豊

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 髙 坂 登 志 郎

## 特別委員会設置決議

- 1 本市議会に、「河川改修・国道整備促進特別委員会」を設置し、委員13人をもって構成する。
- 2 議会は、河川改修・国道整備促進特別委員会に対し、次の事項の審査を行わせるものとする。
  - (1) 五十嵐川改修等に関する事業の調査・研究
  - (2) 国道8号(栄拡幅)整備事業の調査・研究
  - (3) 国道289号 (八十里越) 整備事業の調査・研究
  - (4) 国道403号 (三条北バイパス) 整備事業の調査・研究
- 3 本特別委員会は、議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとし、議会 が審査終了を議決するまで、継続して審査を行うものとする。